

8-6 No. 94-8

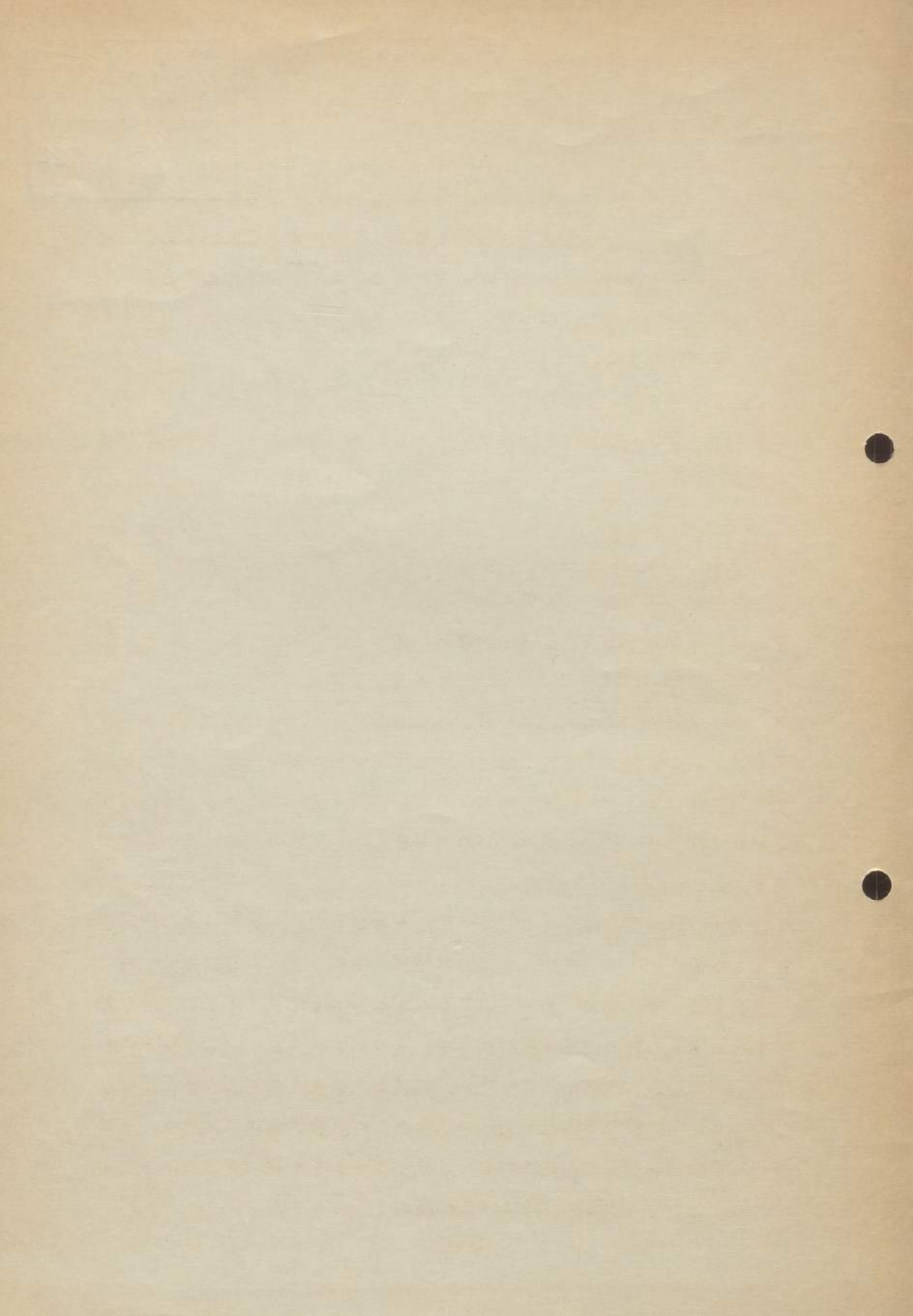
図 書 資 料	番 号
No. 16の74	

内 職 行 政 ニ ュ ー ス

労働省婦人少年局婦人課 50. 12

目 次

1. 内職工賃不払事例について
2. 最低工賃決定状況について
3. 最近の内職求職・求人の状況の推移について
4. 家内労働旬間の実施状況について
5. 統計資料から
6. 人事異動について



1 内職工賃不払事例について

昭和50年6月13日、新潟県十日町市にあって広く県外にも内職を提供していた榑村山織加が倒産して、内職工賃不払の発生する恐れが生じ、関係県の方々には種々御骨折りいただいたところですが、この件に関する内職相談施設の具体的処理状況についての報告が、長野県から当課へ寄せられましたので、次に掲げます。

内職工賃不払に関する措置については、昭和45年12月23日付け婦発第359号によりお取り計らい願っているところですが、その具体的取り扱いのための参考になれば幸いです。

(報 告)

事業所名	株式会社 村山織加
所在地	新潟県十日町市予257番地
倒産年月日	昭和50年6月13日

1. 6月13日午前9時頃、長野県内職公共職業補導所は、内職者グループリーダーから電話にて榑村山織加の経営状況が悪いと聞いたがどうかと連絡をうけたので、榑村山織加の専務に電話で話し合ったところ、「内職工賃がおくっていて誠に申訳けないので一日も早く支払いたい」旨の回答であった。

補導所では、所に登録して、あつ旋した内職者グループリーダーに現在未払工賃額、グループ員数、手持資材数等の報告をするように連絡した。

同日午後1時に榑村山織加工場長から電話があり本日(13日)12時に企業倒産した旨の連絡を受けたので、グループリーダー、主管課その他関係機関に連絡、状況を説明した。工場長の連絡によると、融資を受けられず1,000万円の不渡り小切手を振り出した。負債総額3億2,000万円。本県の被害者は、長野市内を中心に13～15グループ、グループ員約120名(内職委託開始より6年経過)

2. 6月14日午前9時30分からグループリーダーを招集して、実情聴取
今後について善後策を協議、地元労働基準監督署及び労働基準局賃金課へ
各リーダーと共に出向いて状況説明、監督署の指示を受けた。監督署から
は十日町監督署を通じて調査中。
3. 6月16日、去る6月14日出席できなかったグループリーダーへは14
日の状況を連絡した。また榊村山織加より「債権者会議を開催すべく、大
口債権者6社が中心となって準備を進めている。債権者会議には公的機関
も出席されたい。」由の連絡があった。
4. 6月17日福島県、山形県、宮城県、秋田県、岩手県の内職相談センタ
ーへ電話にて各県の状況聴取をした。
5. 6月18日榊村山織加の専務から電話連絡あり6月19日午後3時から
債権者会議を開催するので出席されたい。なお内職者代表にも連絡があつ
た。
6. 6月19日新潟県十日町市において午後3時から債権者会議を開催した。
(会議の内容は現在に至るまでの経過報告)当県からの出席者は、補導所
長、グループリーダー代表2名計3名
7. 6月21日補導所を経由して内職をしているグループについて、不払工
賃等の調査結果を取りまとめる。
8. 6月23日～24日手持資材のあるリーダーに対し、手持資材の確得と
同時に勝手に未支払工賃の代替として、処分しないよう連絡注意した。
9. 6月25日～28日債権者会議にそなえて、各グループ及びリーダーの
委任状を作り待機する。
10. 6月30日榊村山織加工場長に電話にて、債権者会議開催の見透し、解
決策等について事情聴取。
11. 7月1日上記の件について、新潟県内職相談センターと電話で話し合う。
12. 7月2日榊村山織加専務から電話連絡あり、明日(7月3日)補導所へ
来所して、内職工賃の支払及び仕掛け品の状況調査を行ないたいとの連絡
があったので、地元監督署、県職業安定課等はこの旨を連絡協議した。

13. 7月3日嵯村山織加から専務、工場長ほか1名が来所したので、地元監督署の監督官、県職業安定課監察官に来所を願い、今後について善後策を協議した。また会社に対し仕掛け品だけの工賃でなく、不払工賃を含む内職工賃の全額支払を強く言渡した。会社からは、仕掛け品に対する工賃がいくらになるか調査したいとの申し出があった。

午後補導所長、専務、工場長ほか1名で関係内職グループリーダー宅を廻り、仕掛け品の調査を行なった。

この結果仕掛け品の工賃額は約20万円。

14. 7月8日嵯村山織加工場長から電話あり、明日(7月9日)に来所して工賃の支払をしたいので補導所からも立合ってもらいたいとの連絡を受けた。

15. 7月9日午前8時30分嵯村山織加工場長ほか1人が来所した。地元監督署係官、県安定課係官にも来所を願う。この席上、工場長から内職工賃については、全額支払いしたい、リーダー手当については当然支払をしなければならぬが、どうやりくりしても資金ぐりができないので、まけてもらいたい、と申し出があった。この件についてリーダーと話し合った結果リーダー手当相当分として、手持資材から8反を会社より預って解決することになった。預り資材については、リーダー代表が保管。

不払工賃支払については、補導所長が立合いのうえ、支払いを完了した。

16. 7月10日上記の状況を、労働省、県職業安定課、地元労働基準監督署、基準局賃金課、新潟県内職相談センター等への報告及び連絡。

2. 最低工賃決定状況について

最低工賃は、下表のとおり決定されています(答申済みを含む)。最低工賃額については、各都道府県労働基準局賃金課に問い合わせ、あつ旋に際しては、最低工賃額を下まわることのないよう注意してください。なお、最低工賃の適用をうける家内労働者は、370,028人(家内労働者総数の22.4%)、委託者は28,028人(委託者総数の25.9%)となっています。

1. 業種別最低工賃決定状況

昭和50年12月1日現在

業 種		決 定 件 数	適 用 委 託 者 数	適 用 家 内 労 働 者 数
織 維 産 業	横 編 メ リ ャ ス	1 6 件	2,599人	65,921人
	織 物	1 3	3,656	25,554
	縫 製 (既 製 服)	3 2	11,211	135,329
	縫 製 (その他)	1 5	2,356	43,008
	そ の 他	1 2	3,931	16,849
木 材 ・ 木 製 品		4	89	3,240
紙 加 工 品		9	535	13,781
金 属 製 品		6	561	8,078
電 気 機 械 器 具		1 1	1,179	31,143
そ の 他		1 8	1,811	27,125
計		136	2,8028	370,028

2. 都道府県別最低工賃決定状況

昭和50年12月1日現在

区分	最低工賃決定状況(答申済を含む)				件名			
	件数	適用委託者数	適用家内労働者数					
1 北海道	2	470	3,120人	彫刻物	男子洋服・婦人服仕立業	和服仕立	電気機械器具	
2 青森	4	427	4256	津軽漆器	男子洋服・婦人服仕立			
3 岩手	2	48	1080	電気機械器具㊟	横編メリヤス			
4 宮城	1	15	422	横編メリヤス				
5 秋田	1	43	1346	通信機器用部品				
6 山形	2	361	6044	横編メリヤス	紙加工品			
7 福島	2	509	11090	横編メリヤス㊟	おさ・そうこう通し			
8 茨城	4	302	6913	横編メリヤス	男子既製洋服	洋がさ	婦人・子供服	
9 栃木	3	386	3239	男子既製洋服㊟	農産保存食料品・海そう加工	横編メリヤス		
10 群馬	3	403	8720	横編メリヤス	伊勢崎織物	男子用ズボン		
11 埼玉	3	829	7660	縫製㊟	たび	横編メリヤス		
12 千葉	3	206	7278	パツクレスト	男子既製洋服	婦人服		
13 東京	5	3043	19536	青梅地区織物・縫製	ワイシャツ㊟	男子既製洋服	かわぐつ	婦人既製服
14 神奈川	4	872	28051	スカーフ	紙加工品	電気機械器具	婦人・子供服	
15 新潟	6	989	25027	金属製洋食器研磨	横編メリヤス	十日町絹織物	小千谷織物	男子服・婦人服

最低工賃決定状況(答申済みを含む)					件名			
区分	件数	適用委託者数	適用家内労働者数					
16 富山	4	282	11,562人	フアスナー加工	横編メリヤス	電気機械器具	(玉軸受)	
17 石川	4	293	2,163	山中漆器	打箔	男子既製洋服	横編メリヤス	
18 福井	4	1,030	4,563	眼鏡	おさ・そうこう通し	男子既製洋服・婦人子供服	中衣・下着・補整着	
19 山梨	3	740	3,873	ねん糸	横編メリヤス	貴金属製品		
20 長野	5	1,181	25,597	水引・祝儀用紙製品	印刷・製本・印刷物加工筆掛	メリヤス	電気機械器具	外衣・中衣
21 岐阜	6	2,888	52,036	給水せん	(軽便カミソリ)	洋がさ	男子既製洋服	洋食器
22 静岡	3	743	3,384	広幅綿・スフ織物	別珍・コールテン織布	紙袋		
23 愛知	4	1,059	27,263	がん具花火	横編メリヤス	婦人子供服	男子既製洋服	
24 三重	1	90	1,060	車輻電気配線装置				
25 滋賀	5	294	6,268	高島地区綿・スフ織物・ねん糸	とう製品・ビニール製品・セロファン製品	花緒	下着・補整着	寝具
26 京都	2	983	8,965	丹後地区絹・人絹・毛織物	既製服			
27 大阪	2	3,800	15,260	タオル	男子既製洋服	絹・人絹織物	綿・スフ織物	
28 兵庫	4	1,469	4,489	くつ下	そろばん	下着・作業服		
29 奈良	3	901	4,723	くつ下	衛生バンド			
30 和歌山	2	660	9,100	作業手袋	バジヤマ・ネグリジエ			
31 鳥取	3	98	2,911	なし袋	男子既製洋服	(和服裁縫業)		
32 島根	4	118	2,072	電気機械器具	(そろばん)	和服裁縫・縫物・染色整理	外衣・中衣	
33 岡山	5	460	6,295	男子学校服	織込花むしろ		男子作業服	スポーツ服
34 広島	5	1,040	16,129	備後がすり	既製洋服縫製	(和服仕立)	毛筆・画筆	紙加工品
35 山口	4	72	2,537	ねん糸	漁網・のり網	電気機械器具	男子既製洋服・学校服・作業服	

区 分	最 低 工 賃 決 定 状 況 (答 申 済 み を 含 む)				
	件数	適用委託者数	適用家内労働者数	件 名	
36 徳 島	2	111	500人	鏡 台	た び
37 香 川	1	350	16,100	手 袋	
38 愛 媛	1	51	900	水引金封	
39 高 知	1	39	1,236	化粧紙等製造	
40 福 岡	2	139	636	久留米かすり	
41 佐 賀	2	43	600	磁器	縫 製
42 長 崎	2	71	1,297	磁器㊦	
43 熊 本	3	108	2,294	紙加工品・印刷	
44 大 分	1	12	706	電気機械器具	
45 宮 崎	2	15	1,514	(横編メリヤス㊦)	
46 鹿児島	1	4	216	びろう葉加工	
合 計	136	28028	370028		

注 1 決定された最低工賃の適用をうける家内労働者は、370028人(家内労働者総数の22.4%)、委託者は28,028、委託者総数の25.9%)である。

2 () は答申済みのもの。

3 ㊦ は改正されたもの及び改正するもの。

3. 最近の内職求職・求人の状況の推移について

最近の内職求職・求人の状況の推移をみると、下記のとおりです。

記

内職求職・求人の最近の状況

	49 第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	50 第1・四半期	第2・四半期
求職相談	131,160	118,486	131,893	129,610	138,386	127,231
求人数	57,481	44,003	39,648	40,308	54,605	48,442
求職倍率	2.3	2.7	3.3	3.2	2.5	2.6

(内職相談センター業務報告より)

4. 家内労働旬間の実施状況について

労働省では、5月21日から31日まで、「家内労働者の労働条件の改善向上を図る」を目標に掲げて「家内労働旬間」を実施しましたが、このほど、労働省労働基準局において、旬間の実施状況を取りまとめましたので、御参考までにその結果をお知らせします。

1 広報の実施状況

本旬間に関する広報については、各種報道機関のほか関係行政機関及び各種団体等に対して広く協力を求め、効果的な広報活動を展開した。

(1) 放送関係についてみると、全国的にテレビ、ラジオ、有線放送により放映、放送が行われ、各地方ごとにそれぞれ独自性をもりこんだ形で取り上げられた。

(2) 新聞関係では、全国5大紙及び地方紙の社説、婦人欄等に家内労働に関する記事が掲載された。

これら放送関係、新聞関係等報道機関により報道された内容は、主として家内労働の現状及び問題点で、特に一昨年来の石油ショックによる不況の影響が家内労働の分野においては、委託量の減少による家内労働者数の減少、就業時間の減少、工賃収入の減少等となって表われた等の内容が中心で、このほか家内労働法の内容、家内労働旬間の趣旨等が報道され、家内労働についての認識を高めるとともに、委託者に対しては委託の打切り予告、工賃の支払いの確保、家内労働手帳の交付、安全衛生の確保等について呼びかけを行ったものが多い。

また、地方公共団体の広報紙、家内労働者関係団体、委託者関係団体、婦人団体の機関紙などの各種定期刊行物にも家内労働旬間の実施に関する記事が掲載された。

(3) その他、効果的な方法によるものとしては、1日内職相談所や家内労働に関する相談室の開設など相談活動の広範な実施、内職相談センター主催の内職展での法の広報普及、国鉄、私鉄の各主要駅、商店街等でのポスターの掲示、リーフレットの配布など広報資料の有効活用による広報の実施がみられた。

2 連絡会議の開催

本旬間の実施にあたって、各局は都道府県の家内労働関係部局、主要家内労働産地の市町村、婦人少年室等家内労働関係行政機関との関係を強化するため、連絡会議を開催した。

この会議においては、本旬間について説明し、協力を求めるとともに、家内労働の実情と問題点について情報及び意見交換を行った。

この会議の開催により、関係行政機関相互の連絡を更に密にする効果を上げるとともに、本旬間の広報及び各種行事の実施について広範な協力が得られ、今後の家内労働対策を円滑に推進する上に多大の成果があった。

3 集団指導の実施状況

委託者及び家内労働者に対して、本旬間の趣旨とそれぞれ実施すべき事項を徹底させ、法の周知徹底と遵法意識の高揚を図るために業種別又は地域別に集団指導を実施した。

対象は、継続的に就業する家内労働者が相当数存在する産地であって、安全衛生上問題のある産地、法の浸透が遅れている産地を優先的に取り上げた。このほか、労災保険年度更新説明会において、法の趣旨説明とともに労災保険特別加入に関する広報指導が行われ、積極的に加入の促進が図られた。

集団指導は各局で実施され、回数228回、出席人員は約7,200人となっている。このうち委託者は約6,000人、家内労働者は約1,200人である。

4 座談会の開催

家内労働関係者から家内労働の実情や意見、要望等を聴取し、今後の行政推進の参考とするとともに、その内容を報道機関等を通じて一般に周知し、家内労働問題について社会一般の関心を高めるため、各地で座談会を開催した。

座談会には、家内労働者、委託者、グループリーダー、学識経験者、関係行政機関の職員などが出席し、その状況は新聞等報道機関によって報道された。

内容は、特に不況の影響を受けて仕事量が減少したこと、工賃が低いこと、家内労働手帳、税金、作業環境等の実情や問題点が述べられた。また家内労働者、委託者相互間の、あるいは行政当局に対する意見、要望等が

述べられた。

5 監督指導実施状況

家内労働法の徹底と遵守状況のは握のため本旬間の期間中一せいで監督指導を実施した。

対象は、継続的に就業する家内労働者が相当数存在する産地であつて、安全衛生上問題のある産地、法の浸透が遅れている産地等の委託者を主たる対象とした。

監督指導の実施状況は第1表のとおりで監督実施件数は4,063件となつており、このうち家内労働法違反は2,977件で違反率は73.3%（前年78.5%）であつた。

第1表

区 分		監督指導	違反件数	違反率
事 項	法条項	実施件数		
総 数		4,063	2,977	73.3%
家内労働手帳	3	4,063	2,041	50.2
工 賃	6	4,063	161	4.0
最低工賃	14	1,100	39	3.5
安全衛生	17-1	373	112	30.0
届 出	26	4,063	2,026	49.9
帳 簿	27	4,063	1,863	45.9

各事項別の内容は次のとおりである。

(1) 家内労働手帳

手帳を交付しているものは全体の71%（前年69%）で、このうち法定の記入事項を具備し、かつ委託状況が記入されていて法違反のないものは50%（前年41%）であつた。

手帳を交付していても法定の記入事項を具備していないもの又は具備していても委託状況等が記入されていないもの及び手帳を交付していないもの

のは50%（前年59%）であつた。

第2表

区 分	件 数	比 率		
監 督 実 施 件 数	4,063	100.0		
手 帳 を 交 付 し て い る	2,894	71.2	100.0	
法定の記入事項を具備している	2,156	53.1	74.5	100.0
委託状況等を記入している	2,022	49.8	69.9	93.8
委託状況等を記入していない	134	3.3	4.6	6.2
法定の記入事項を具備していない	738	18.1	25.5	
手 帳 を 交 付 し て い な い	1,169	28.8		

(2) 工 賃

法定どおり工賃が支払われていたのは3,902件で全体の96%（前年97%）、法違反のあつたのは161件で4%（前年3%）であつた。

違反の内容としては、通貨払に関するものが80%と多く、小切手等で支払われているものが多い。

第3表

区 分	件 数	比 率		
監 督 実 施 件 数	4,063	100.0		
違 反 な し	3,902	96.0		
違 反 あ り	161	4.0	100.0	
通 貨 払	128		79.5	100.0
同意を得ないで為替等で支払	6		3.7	4.7
その他小切手等による支払	122		75.8	95.3
支 払 期 限	33		20.5	

(3) 最低工賃

監督指導を実施した委託者のうち、最低工賃の適用をうけるものは、

1,100件あったが、このうち最低工賃額に満たない工賃を支払っていたものが39件、3.5%（前年2%）あった。

(4) 安全衛生

監督指導を実施した委託者のうち、安全衛生規定に該当する事項のあるものは373件で、このうち違反のあるものは、112件、30%（前年49%）であった。

違反の内容は、危害防止のための書面の交付及び有害物の注意事項の表示に関するものが多い。

第4表

区 分	監督指導 実施件数	件 数	比 率
総 数	373		100.0
違 反 な し		261	70.0
違 反 あ り		112	30.0
安全装置（則10条）	73	5	(6.8)
規格具備等の確認（則11条 12条）	74	2	(2.7)
防護措置（則13条）	98	16	(16.3)
書面交付（則14条）	331	98	(29.6)
容器使用（則15条）	87	6	(6.9)
注意事項表示（則15条）	96	21	(21.9)

（注）（）は違反率である。

(5) 届 出

委託状況届については、監督を実施したもののうち、半数が届出している。

第5表

区 分	監督指導実施件数	違 反 件 数	違 反 率
委託状況届	4,063	2,026	49.9 %

(6) 帳簿

帳簿を備え付けているものは全体の82%（前年77%）で、このうち法定どおり記入されていて法違反のないものは54%、法定どおり記入されていないものは28%（前年29%）であった。

また、備え付けていないものは18%（前年24%）であった。

第6表

区 分		件 数	比 率		
監督指導実施件数		4,063	100.0		
帳簿を備え付けている		3,341	82.2	100.0	
	違 反 な し	2,200	54.1	65.8	
	違 反 あ り	1,141	28.1	34.2	100.0
	家内労働者各人別に記入していない	164		4.9	14.4
	法定の記入事項がない	968		29.0	84.8
	委託状況等の記入がない	165		4.9	14.5
帳簿を備え付けていない		722	17.8		

5. 統計資料から

さきに発表された「昭和49年就業構造基本調査報告」から、参考になると思われるものをお知らせいたします。

1 世帯主の所得階層別一般世帯数

区 分	世 帯 数
計	2 3, 9 3 7 千世帯
1 2 万円未満	1 7 3
1 2 ～ 2 3 万円	2 2 4
2 4 ～ 2 9 万円	1 0 0
3 0 ～ 3 9 万円	3 4 7
4 0 ～ 5 9 万円	8 9 3
6 0 ～ 9 9 万円	3, 1 4 6
1 0 0 ～ 1 4 9 万円	5, 3 6 6
1 5 0 ～ 1 9 9 万円	5, 2 7 6
2 0 0 ～ 2 4 9 万円	3, 6 1 5
2 5 0 ～ 2 9 9 万円	1, 8 4 6
3 0 0 万円以上	2, 8 4 3
所 得 不 詳	1 0 7
平 均 所 得	1 8 5.8 万円

2 所得階層別自営業主、雇用者数

区 分	自 営 業 主	(うち内職者)	雇 用 者
計	9,478千人	713千人	3,610.5千人
12万円未満	444	154	161
12～23万円	688	234	501
24～29万円	231	79	338
30～39万円	575	101	1,069
40～59万円	923	82	2,546
60～99万円	1,603	47	8,358
100～149万円	1,636	11	9,354
150～199万円	1,180	2	6,235
200～249万円	763	1	3,576
250～299万円	387	0	1,689
300万円以上	998	0	2,087
所得不詳	49	3	193
平均所得	147.4万円	27.0万円	140.8万円
男	178.8	52.5	167.9
女	67.2	25.8	83.3

3 年令階級別内職就業希望者

区 分	総 数	う ち 女
総 数	2,705千人	2,636千人
15～19才	24	19
20～24才	211	208
25～29才	540	540
30～34才	567	566
35～39才	374	373
40～44才	252	250
45～49才	181	180
50～54才	160	158
55～64才	244	228
65才以上	153	114

4 内職就業希望意識

区 分		総 数	う ち 女
就 業 希 望 者 総 数		2.7 0 5 千人	2.6 3 6 千人
就 業 希 望 理 由	失 業 して いる から	1 1	8
	学 校 を 卒 業 し た から	4	4
	収 入 を 得 たい から	1, 9 1 0	1, 8 6 3
	技 能 を 生 か し たい から	1 6 5	1 6 1
	余 暇 が で き た から	4 8 7	4 8 0
	そ の 他	1 2 8	1 1 9

5 内職就業希望者の求職・非求職状況

区 分	総 数
総 数	2.7 0 5 千人
求 職 者	9 2 5
非 求 職 者	1, 7 8 0

6. 人事異動について

このたび下記のとおり人事異動がありましたのでお知らせいたします。

記

(新)

(旧)

婦人少年局婦人課

寺 本 雅 彦

労働基準局

業務係長

労災管理課

大臣官房労働保険

目 黒 意 二

婦人少年局婦人課

徴収課指導係長

業務係長

(以上8月1日付)

婦人少年局

柴 田 知 子

労働基準局賃金福祉部

婦人課長

主任家内労働指導官

内閣審議官兼内閣

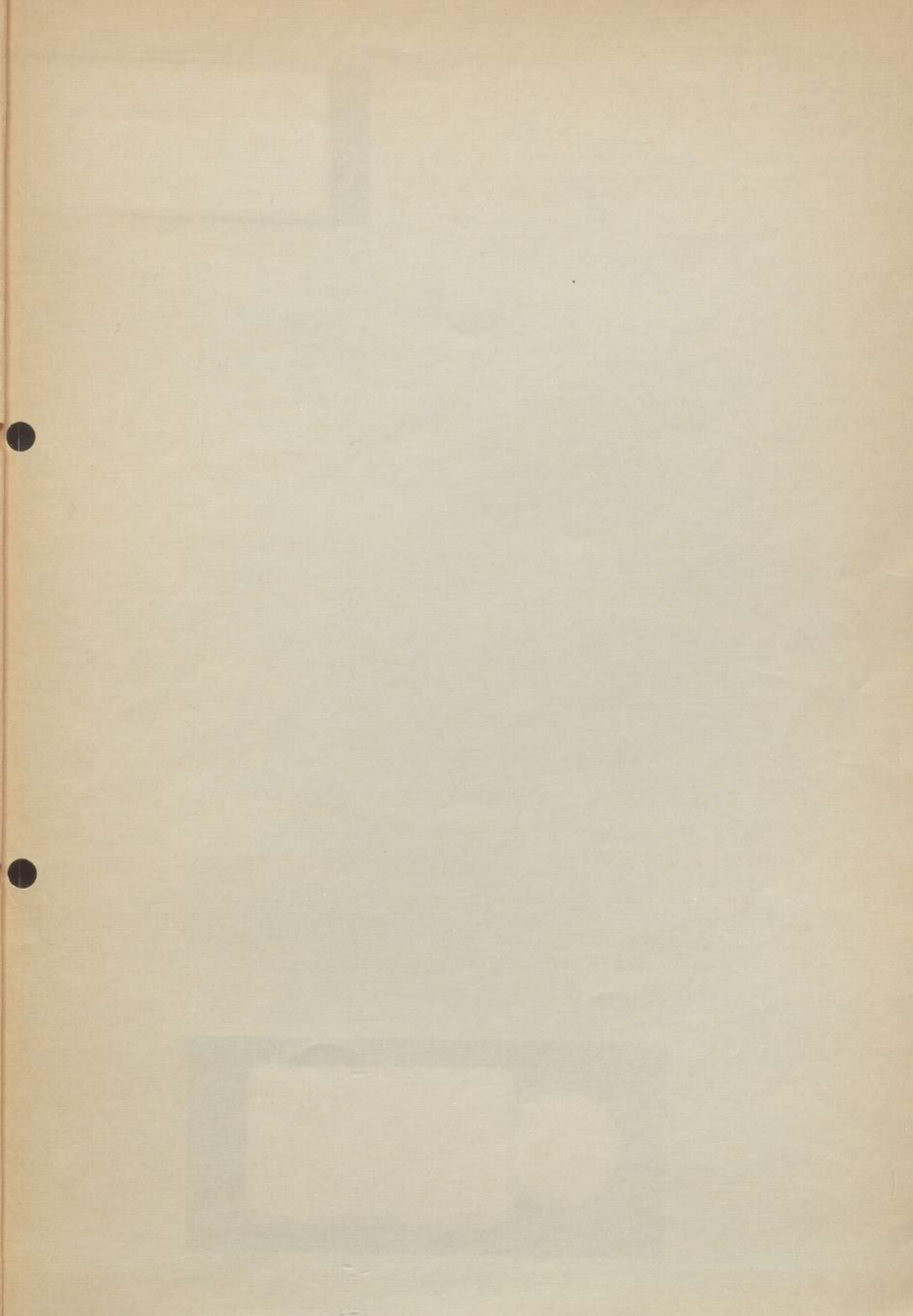
総理大臣官房参事官 久保田 真 苗

婦人少年局

(総理府へ出向)

婦人課長

(以上9月23日付)



GAa1/1

8-6-94-8



女性と仕事の未来館



00962773